

はしがき

平成 25 年 9 月 30 日に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 7 号一部改正。）では、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」と「一次エネルギー消費量に関する基準」が規定されており、これらの基準に適合するかを確認することが求められている。これらの基準に適合しているかどうかは、独立行政法人建築研究所のホームページで公開されている「PAL ＊算定用 WEB プログラム」及び「一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラム」等を利用して判断を行うことになるが、これらの算定用プログラムを使って評価を行うためには、建物の詳細な情報が必要となり、労力を要する。そこで、旧基準で規定されていた「ポイント法」及び「簡易なポイント法」に替わる、小規模比住宅建築物を対象とした簡易な評価法としてモデル建物法を新たに開発し、建物の外皮及び設備の仕様を選択肢から選択することにより、外皮性能及び一次エネルギー消費量が基準に適合しているかを簡易に判断する仕組みを構築した。本資料は、モデル建物法の概要、モデル建物法によって評価を行う際のルール等について解説をするものである。

プログラムの開発に当たっては、国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所と一般社団法人日本サステナブル建築協会による調査活動との連携による成果、及び独立行政法人建築研究所と国土交通省建築基準整備促進事業の事業主体との共同研究の成果が活かされているほか、様々な機会を通じて得られた多くの学識経験者、民間技術者の方々からの貴重な意見が反映されたものとなっている。ここに記して深甚なる謝意を表したい。

平成 25 年 11 月

国土交通省国土技術政策総合研究所
副所長 金井昭典
独立行政法人建築研究所
理事長 坂本雄三

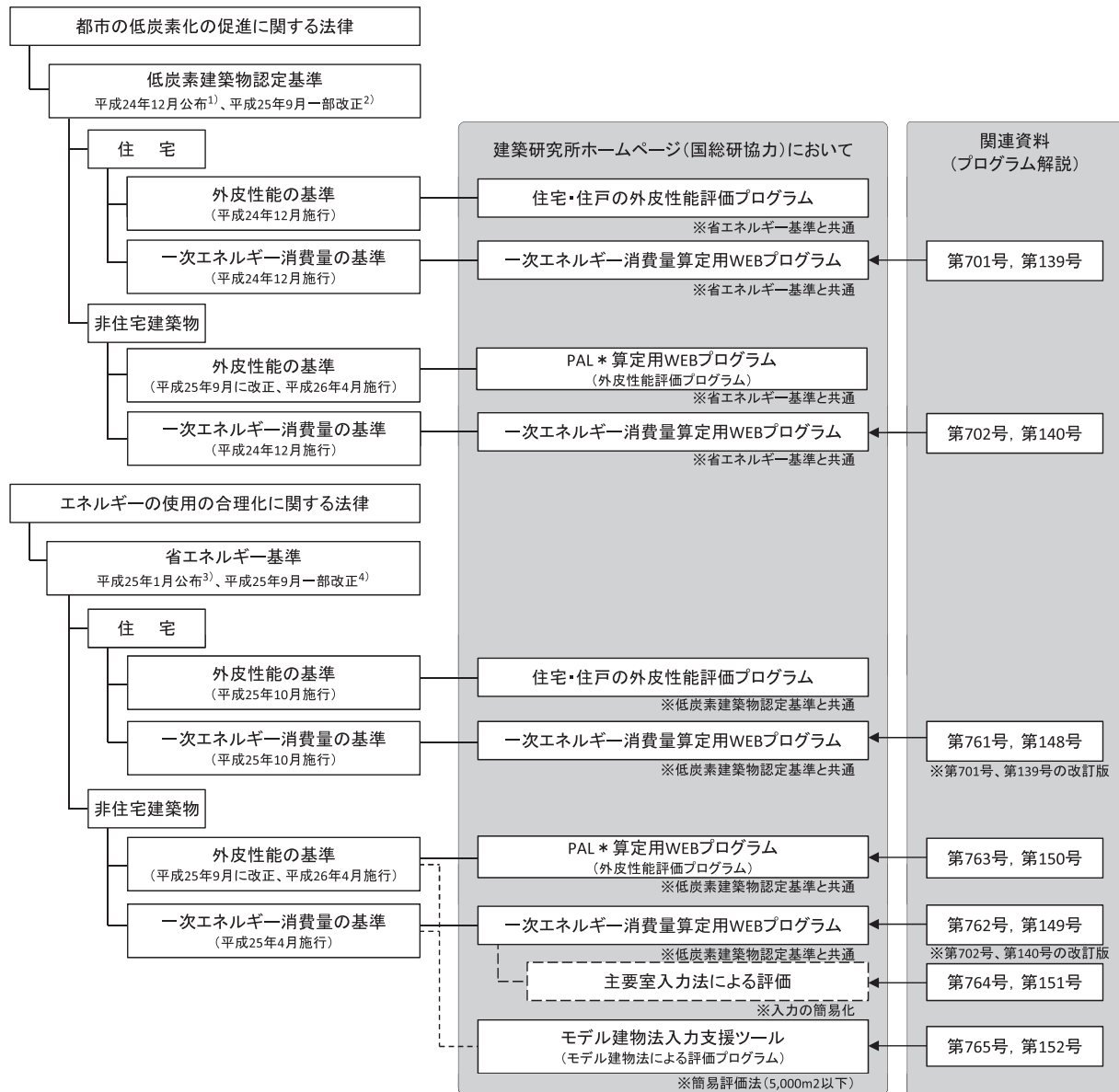
なお、国土交通省国土技術政策総合研究所と独立行政法人建築研究所は、本資料を参考にして計算したプログラムの結果に関し、何らの保証責任及び賠償責任を負うものではない。

関連資料の位置づけ

国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所は、低炭素建築物認定基準及び省エネルギー基準に則った各種算定プログラムを公開するとともに、その解説資料を発行している。以下に関連資料の一覧及びその位置づけを示す。

関連資料一覧

資 料 題 目	資料番号		発行年月
	国総研資料	建築研究資料	
低炭素建築物認定基準（平成 24 年 12 月公布）等 関係技術資料 ー 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編） ー	第 701 号	第 139 号	平成 24 年 12 月
低炭素建築物認定基準（平成 24 年 12 月公布）等 関係技術資料 ー 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（建築物編） ー	第 702 号	第 140 号	同上
平成 25 年省エネルギー基準（平成 25 年 1 月公布）等 関係技術資料 ー 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編） ー	第 761 号	第 148 号	平成 25 年 11 月
平成 25 年省エネルギー基準（平成 25 年 1 月公布）等 関係技術資料 ー 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（非住宅建築物編） ー	第 762 号	第 149 号	同上
平成 25 年省エネルギー基準（平成 25 年 9 月公布）等 関係技術資料 ー 非住宅建築物の外皮性能評価プログラム解説 ー	第 763 号	第 150 号	同上
平成 25 年省エネルギー基準（平成 25 年 9 月公布）等 関係技術資料 ー 主要室入力法による非住宅建築物の 一次エネルギー消費量算定プログラム解説 ー	第 764 号	第 151 号	同上
平成 25 年省エネルギー基準（平成 25 年 9 月公布）等 関係技術資料 ー モデル建物法による非住宅建築物の 外皮性能及び一次エネルギー消費量評価プログラム解説 ー	第 765 号	第 152 号	同上



- 1) 平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号
- 2) 平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号, 平成25年経済産業省・国土交通省・環境省告示第149号一部改正
- 3) 平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第1号
- 4) 平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第1号, 平成25年経済産業省・国土交通省告示第7号一部改正

関連資料の位置づけ（技術基準、プログラムとの関係）